

令和8年度フロンティア八戸職業訓練助成金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、未就職者及び非正規雇用者が早期就職及び正規雇用転換の促進に資する訓練を自ら選択して受講することにより、その早期就職及び正規雇用転換を促進するため、当該訓練の受講に要する経費について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の対象となる者)

第2 助成金の交付の対象となる者は、第5の規定による受講資格の認定の申請をする日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 49歳以下の市内在住者
- (2) 就職が決定していない者のうち就職を希望する者又は非正規雇用者（雇用期間の定めがある者又は労働時間が正社員と比べて短い者をいう。）のうち正規雇用への転換を希望している者
- (3) 職業安定所若しくは八戸市無料職業紹介所に求職登録をしている者又は若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）に利用登録している者
- (4) 八戸市内に所在する事業所（官公庁を除く。）又は八戸市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結している町村内に所在する事業所のうち、八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置するものへの就職を希望している者
- (5) 令和9年3月12日までに助成金の交付の対象となる訓練（以下「対象訓練」という。）を修了する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 過去3年度以内にこの制度による助成金の交付を受けた者
- (2) 学籍を有する者
- (3) 同一の対象訓練について県の助成制度を利用しようとする者
- (4) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の受給資格を有する者

(対象訓練)

第3 対象訓練は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内で実施されている厚生労働大臣指定教育訓練講座（主たる訓練を通学により行うものに限る。）
- (2) 労働安全衛生法に基づく技能講習

(助成対象経費及び助成金の額)

第4 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、対象訓練を受講するのに要する入学料、受講料及び教材費（1人につき1つの対象訓練に係るものに限る。）とする。

2 助成金の額は、助成対象経費に100分の45を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は150,000円のいずれか低い額とする。

(受講資格の認定の申請)

第5 教育訓練施設における対象訓練を受講し、及び助成金の交付の申請をしようとする者は、対象訓練の受講を開始する日の前日までに、対象訓練受講資格認定申請書（別記第1号様式）に有効期限内のハローワークカード、八戸市無料職業紹介所の求職者カード又は若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）の受付カードの写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(受講資格の認定)

第6 市長は、第5の申請書を受理した場合において、当該申請書の内容を審査の上、受講資格の認定の可否を決定し、対象訓練受講資格認定・不認定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(受講資格の認定の取消し)

第7 市長は、第6の規定による受講資格の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を受けた者に対して、対象訓練受講資格認定取消通知書（別記第3号様式）により、受講資格の認定の取消しを通知することができる。

- (1) 偽りその他不正行為によって受講資格の認定を受けたとき。
- (2) 自らの意思で受講を取りやめたとき。
- (3) 第2第1項第5号に規定する期日までに対象訓練の受講を修了しなかったとき。
- (4) 第8第1項に規定する期日までに交付申請書兼実績報告書を提出しなかったとき。

(助成金の交付の申請及び実績報告)

第8 第6の規定による受講資格の認定を受けた者が、対象訓練の受講を修了した場合において、助成金の交付の申請をしようとするときは、当該対象訓練の受講を修了した日から30日を経過する日又は令和9年3月19日のいずれ

か早い日までに、フロンティア八戸職業訓練助成金交付申請書兼実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象訓練修了・受講証明書（別記第5号様式）又は技能講習修了証若しくは技能講習修了証明書の写し
- (2) 助成対象経費に係る領収書の写し

（助成金の額の決定及び確定）

第9 市長は、第8のフロンティア八戸職業訓練助成金交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、助成金の額の決定及び確定をし、フロンティア八戸職業訓練助成金交付決定兼確定通知書（別記第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金を交付しないことと決定したときは、フロンティア八戸職業訓練助成金不交付決定通知書（別記第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付時期）

第10 助成金は、第9の規定により交付の決定及び確定の通知を受けた者の請求により、請求を受理した日から30日以内に交付する。

（交付決定の取消し等）

第11 市長は、規則第15条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) その他市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。
- 2 前項の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該申請者に対し、フロンティア八戸職業訓練助成金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により、交付決定取消しの通知を行うとともに、すでに交付した当該交付額全額を返還させることができる。

附

この要領は、令和8年4月1日から実施する。